

# 接続料試算結果と見直し適用時期等について

---

令和5年12月26日

## 1. 固定資産価額比の算出方法について

### (1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

- ・どのような固定資産について、音声伝送役務/データ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当か。

### (2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

- ・接続研第七次報告書において、固定資産価額比は原則トラヒック比により算出することが適当とされたが、一部の固定資産については、トラヒック比以外の配賦基準を適用することが適当である場合も考えられることを踏まえ、どのような固定資産にどのような配賦基準（回線数比、ネットワーク資産額比等）を適用することが適当か。

### (3) 固定資産価額比の算出方法

- ・トラヒック比の算出に当たり、各社のトラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はあるか。
- ・トラヒック比の算出に当たり、音声通信はQoSにより優先制御を行っていること、データ通信に比して重大な事故の基準/技術基準が厳格であること等について考慮する必要があるか。

## 2. 減価償却費及び施設保全費の配賦について

### (1) 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

- ・施設保全費及び減価償却費について、どのような費用を音声伝送役務/データ伝送役務に直課する費用とすることが適当か。
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則において、二種類以上の種類の役務に関連する営業費用について、原則として、施設保全費は関連する固定資産価額（取得原価）比、減価償却費は関連する固定資産価額（帳簿価額）比によって各種類の役務に配賦することとされており、現状においても各社はこれに基づき配賦を行っているが、施設保全費及び減価償却費に対する固定資産価額比の適用方法について違いはないか。

### (2) その他

- ・施設保全費、減価償却費以外の営業費用についても、見直すべきものはないか。
- ・配賦整理書の記載について、改善すべき点はないか。

第1回WG  
で検討

## 第1回WGでの検討結果を踏まえ、MNO3社において接続料を試算

## 3. 考え方の見直しによる影響評価

### (1) 接続会計及び接続料算定への適用時期、激変緩和措置

- ・接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、費用配賦の見直しについて、可能な範囲で速やかに適用されることが適当だが、接続会計及び接続料算定への適用スケジュールについてどのように考えるか。また、移行期間や激変緩和措置が必要か。

試算結果を  
踏まえ  
第2回WG  
で検討

# **1. 接続料試算結果**

➤ 第1回WGにおける検討結果を踏まえた、費用配賦の見直しの方向性は以下のとおり。

## 1. 固定資産価額比の算出方法

### (1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

・原則として、以下の資産については音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当。

|                  |   |
|------------------|---|
| ①音声伝送役務に直課すべき資産  | 3G音声交換機、VoLTE交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア |
| ②データ伝送役務に直課すべき資産 | 3Gパケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP提供装置及びこれらに係るソフトウェア  |

### (2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

| 資産区分      | 資産の種類                | 配賦基準の見直し案    |
|-----------|----------------------|--------------|
| 機械設備      | 以下設備以外（基地局設備、コア網設備等） | 取扱量比（トラヒック比） |
|           | サービス制御系装置            | 回線数比         |
|           | 電力設備                 | ネットワーク資産額比   |
| 空中線設備     | 以下設備以外（アンテナ等）        | 取扱量比（トラヒック比） |
|           | 鉄塔、鉄柱等               | 回線数比         |
| 市内・市外線路設備 | 以下設備以外（ケーブル等）        | 取扱量比（トラヒック比） |
|           | 鉄塔、電柱等               | 回線数比         |
| 土木設備      | 管路等                  | 回線数比         |
| 海底線設備     | ケーブル等                | 取扱量比（トラヒック比） |
| 端末設備      |                      | ネットワーク資産額比   |
| 建物        | 設備ビル等                | ネットワーク資産額比   |
| 構築物       | 防壁等                  | ネットワーク資産額比   |

| 資産区分      | 資産の種類                | 配賦基準                            |
|-----------|----------------------|---------------------------------|
| 機械及び装置    | オフィス関連資産等            | ネットワーク資産額比                      |
| 車両及び船舶    | 移動無線車等               | ネットワーク資産額比                      |
| 工具、器具及び備品 | 以下以外（測定機器等）          | ネットワーク資産額比                      |
|           | 顧客系システム、料金系システム      | 回線数比                            |
| 土地        |                      | ネットワーク資産額比                      |
| リース資産     |                      | リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる |
| 建設仮勘定     |                      | 固定資産全体の固定資産取得価額比                |
| 無形固定資産    | 顧客系システム、料金系システム      | 回線数比                            |
|           | 交換機系ソフトウェア、障害対策システム等 | ネットワーク資産額比                      |
|           | 研究開発用ソフトウェア          | ネットワーク資産額比                      |

### (3) トラヒック比の算出方法

・各社の測定箇所に違いはあるが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はない。現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当。

## ■見直し後の固定資産価額比（試算結果）

| 音声：データの比率         | NTTドコモ |        | KDDI |        | ソフトバンク |        |
|-------------------|--------|--------|------|--------|--------|--------|
|                   | 見直し前   | 見直し後試算 | 現状   | 見直し後試算 | 現状     | 見直し後試算 |
| 固定資産価額比<br>(取得価額) |        |        |      |        |        |        |
| 固定資産価額比<br>(帳簿価額) |        |        |      |        |        |        |

## 2. 減価償却費及び施設保全費の配賦について

### (1) 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

- 施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（取得価額）比で配賦すること、減価償却費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（帳簿価額）比で配賦することが適当。
- 電気通信事業会計規則において、施設保全費とは「電気通信設備の保全のために直接必要な費用」とされている。費用配賦の見直しに合わせて、各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直しを行うことが適当。

## ■見直し後の施設保全費/減価償却費（試算結果）

| 音声：データの比率 | NTTドコモ |        | KDDI、沖縄セルラー、UQ |        | ソフトバンク、WCP |        |
|-----------|--------|--------|----------------|--------|------------|--------|
|           | 見直し前   | 見直し後試算 | 現状             | 見直し後試算 | 現状         | 見直し後試算 |
| 施設保全費     |        |        |                |        |            |        |
| 減価償却費     |        |        |                |        |            |        |

### (2) その他

- 電気通信事業会計規則において、通信設備利用料は「他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用」とされている。通信設備利用料の配賦基準については、当該利用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じることが適当。
- 配賦整理書について、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しにあわせて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当。

- 第1回WGにおける検討結果を踏まえ、費用配賦見直しの影響について、MNO 3社において接続料の試算を行った結果は次ページのとおり。
- 試算結果によれば、見直しの影響は3社で異なるが、仮に2021年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される、音声伝送交換機能の2022年度届出接続料について約1～4割の値下げ、データ伝送交換機能（回線容量単位接続料）の2021年度精算接続料及び2023～2025年度の予測接続料について約5～20%の値上げの影響が見込まれる。

## 各社の試算の前提

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
|        |      |        |

2021  
年度  
接続会計  
ベース

(1) 音声伝送交換機能 (3分当たり)

※2 2022年度接続料の精算に利用し、2023年度に暫定適用する接続料

|                   | NTTドコモ |        | KDDI・沖縄セルラー |        | ソフトバンク |        |
|-------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
|                   | 見直し前   | 見直し後試算 | 見直し前        | 見直し後試算 | 見直し前   | 見直し後試算 |
| 2022年度届出<br>接続料※2 | 7.47円  |        | 8.23円       |        | 9.15円  |        |

(2) データ伝送交換機能 (回線容量単位接続料、10Mbps・月当たり)

|                   | NTTドコモ |        | KDDI・沖縄セルラー・UQ |        | ソフトバンク・WCP |        |
|-------------------|--------|--------|----------------|--------|------------|--------|
|                   | 見直し前   | 見直し後試算 | 見直し前           | 見直し後試算 | 見直し前       | 見直し後試算 |
| [精算接続料]<br>2021年度 | 27.0万円 |        | 22.5万円         |        | 18.7万円     |        |
| [予測接続料]<br>2023年度 | 15.6万円 |        | 13.1万円         |        | 12.6万円     |        |
| [予測接続料]<br>2024年度 | 13.0万円 |        | 11.0万円         |        | 9.8万円      |        |
| [予測接続料]<br>2025年度 | 11.2万円 |        | 10.2万円         |        | 8.0万円      |        |

2022  
年度  
接続会計  
ベース

(1) 音声伝送交換機能 (3分当たり)

※3 2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料

|                   | NTTドコモ |        | KDDI・沖縄セルラー |        | ソフトバンク |        |
|-------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
|                   | 見直し前試算 | 見直し後試算 | 見直し前試算      | 見直し後試算 | 見直し前試算 | 見直し後試算 |
| 2023年度届出<br>接続料※3 |        |        |             |        |        |        |

(2) データ伝送交換機能 (回線容量単位接続料、10Mbps・月当たり)

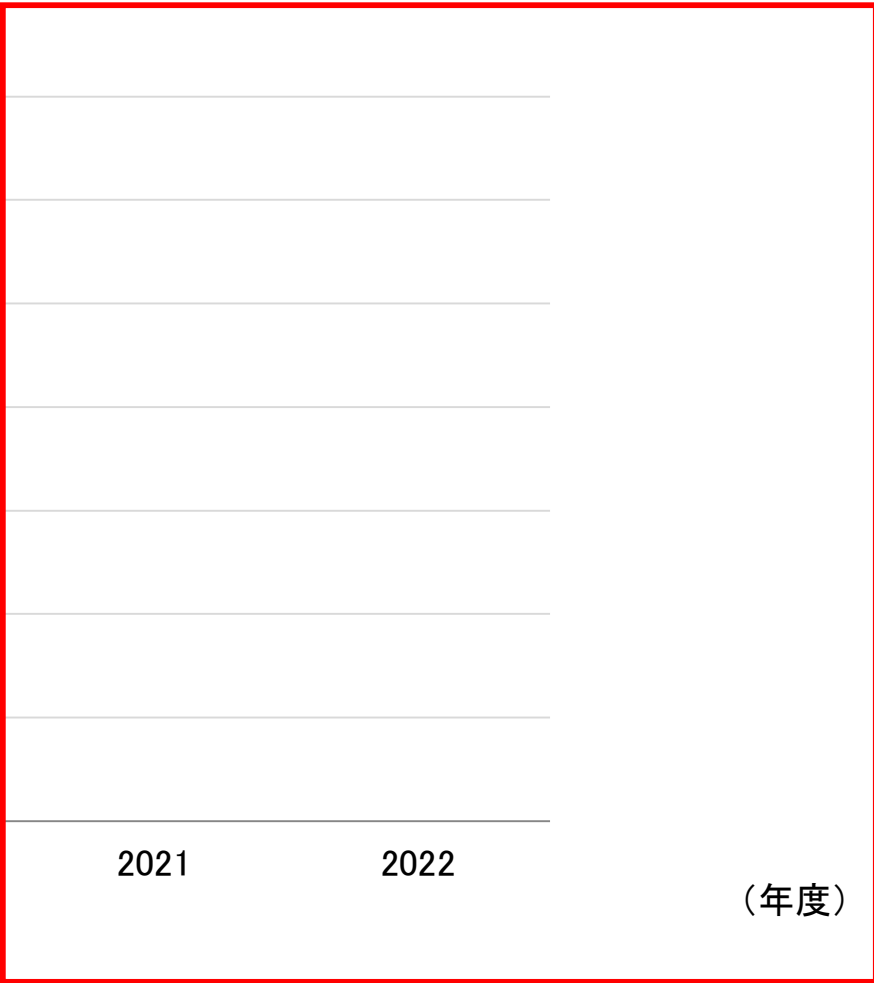
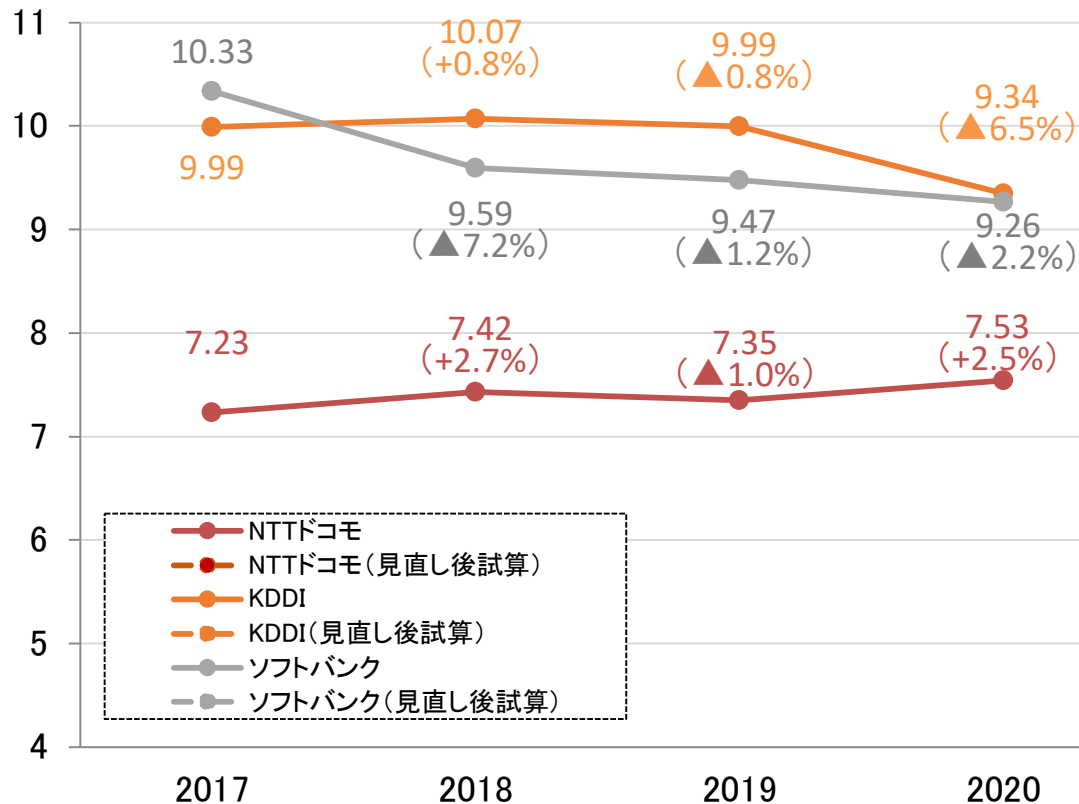
|                   | NTTドコモ |        | KDDI・沖縄セルラー・UQ |        | ソフトバンク・WCP |        |
|-------------------|--------|--------|----------------|--------|------------|--------|
|                   | 見直し前試算 | 見直し後試算 | 見直し前試算         | 見直し後試算 | 見直し前試算     | 見直し後試算 |
| [精算接続料]<br>2022年度 |        |        |                |        |            |        |

※その他に、MNP転送機能、SMS伝送交換機能、データ伝送交換機能の回線数単位接続料、SIMカード枚数単位接続料が存在。

➤ 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2021年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される音声伝送交換機能の2022年度届出接続料※について、約1～4割の値下げの影響が見込まれる。

※ 2022年度接続料の精算に利用し、2023年度に暫定適用する接続料

(円/3分)



(年度)

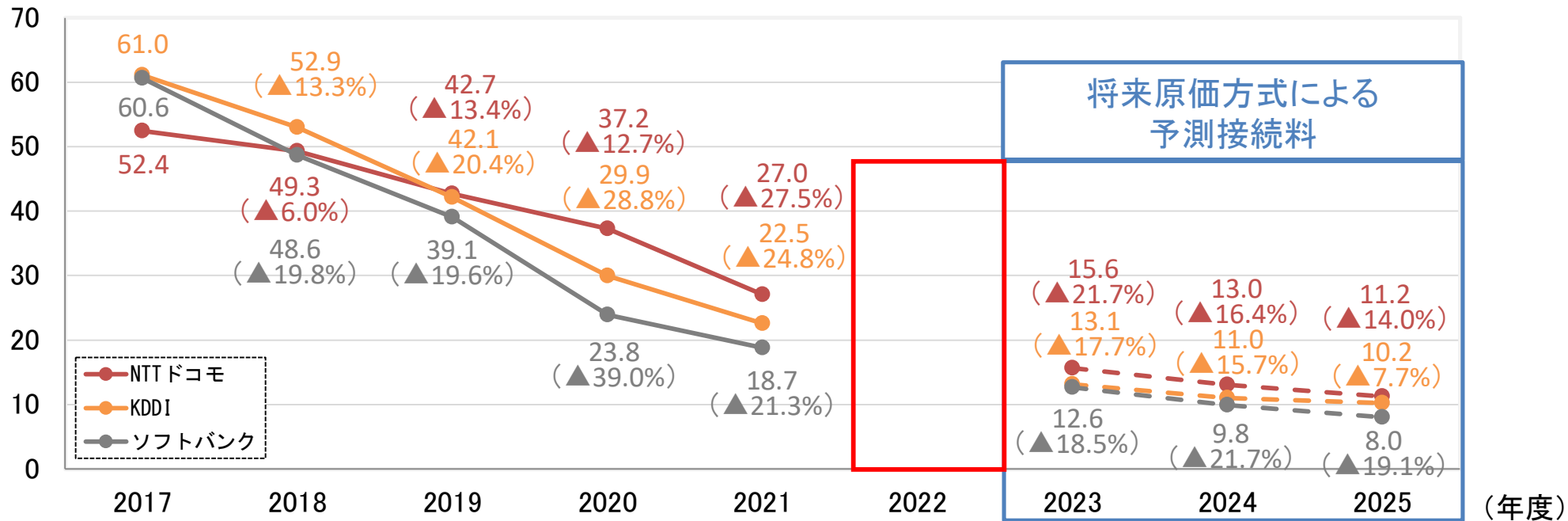
※ 括弧内は対前年度増減率。



- 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2021年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定されるデータ伝送交換機能（回線容量単位接続料）の2021年度精算接続料及び2023～2025年度の予測接続料について約5～20%の値上げの影響が見込まれる。

- ※ グラフは、各年度における当初支払額（精算前）の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
- ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一体的に算定したもの。

(万円/10Mbps・月)



※ 2022年度までは、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。

(2022年度の値は2023年12月末に届出予定。)

※ 括弧内は対前年度増減率。

(参考) データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

## **2. 見直し適用時期等について**

- 接続研第七次報告書において、費用配賦見直しを行う場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることといった指摘について、見直し後の接続料の適用スケジュールを検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされている。
- 他方で、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、費用配賦の見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えるが、具体的にはどの接続会計／接続料から適用することが適当か。

## (1) (2022年度接続会計／) 2023年度届出接続料から反映

- ・ 2022年度接続会計は既に2023年6月に総務省に提出・公表済み。当該接続会計に基づき算定される2023年度届出接続料は、2023年12月～2024年3月に届出される予定。
- ・ 当WGでの検討結果を踏まえ、2023年度内にMVNOガイドラインの改正を行うことを想定した場合、既に提出・公表済みの2022年度接続会計に遡及して修正を求めることが適当か。

〔※ただし、2022年度接続会計を修正しない場合であっても、2023年度届出接続料について、二種接続料規則第3条に基づき、特別の理由があるとして総務大臣の承認を受けた場合には、2022年度接続会計に基づかない形で算定することも考えられる。〕

- ・ 2023年度届出接続料は、通常であれば2023年12月～2024年3月に届出が行われるところ、少なくとも一部の事業者による見直し作業が間に合わないのではないか。

## (2) 2023年度接続会計／2024年度届出接続料から反映

- ・ 2023年度接続会計は2024年6月に総務省に提出・公表予定。当該接続会計に基づき算定される2024年度届出接続料は、2024年12月～2025年3月に届出される予定。
- ・ 当WGでの検討結果を踏まえ、2023年度内にMVNOガイドラインの改正を行うことを想定した場合、2023年度接続会計以降であれば費用配賦見直しを反映可能と考えられる。
- ・ 接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点から、可能な範囲で速やかに適用されることが適当という基本的な考え方に合致するか。

## (3) 2024年度接続会計／2025年度届出接続料から反映

- ・ 2024年度接続会計は2025年6月に総務省に提出・公表予定。当該接続会計に基づき算定される2025年度届出接続料は、2025年12月～2026年3月に届出される予定。
- ・ 事業者は十分な時間をかけて見直し作業を行うことが可能。
- ・ 接続料への反映が2年先となり、速やかな適用とは言えないのではないか。

## (参考) 接続料の算定及び精算のスケジュール(1)

- 接続会計は事業年度終了後3ヶ月以内に総務省への提出が義務づけられており、例えば2022事業年度の接続会計は2023年6月までに提出される。
- 提出のあった接続会計に基づき、2022事業年度を基礎事業年度とする以下の接続料を算定。

(将来原価方式)

- ・ **データ予測接続料**：事業年度終了後11ヶ月以内（2024年2月まで）に届出。**2024年度から2026年度のデータ接続料の予測を提示。**

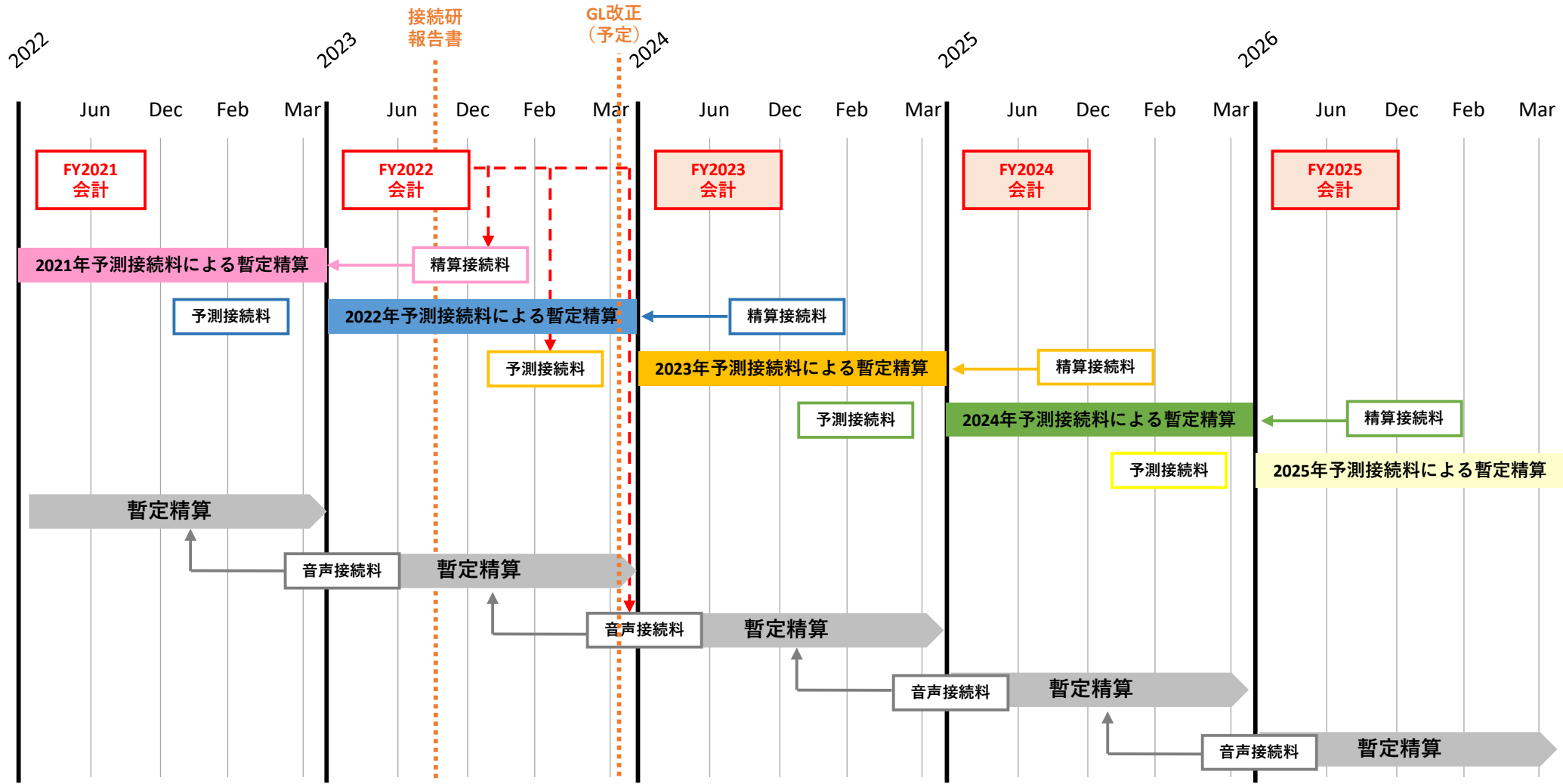
(実績原価方式)

- ・ **データ精算接続料**：事業年度終了後9ヶ月以内（2023年12月まで）に届出。**2022年のデータ接続料の精算に利用。**
- ・ **音声精算接続料**：事業年度終了後12ヶ月以内（2024年3月まで）に届出。**2023年度の精算に利用/2024年度も暫定適用。**



# (参考) 接続料の算定及び精算のスケジュール(2)

➤ 当WGでの検討結果を踏まえ、2023年度内にMVNOガイドラインの改正を行うことを想定すると、**2023事業年度の接続会計（2024年6月末公表）以降であれば費用配賦見直しを反映可能ではないか。**



- 接続研第七次報告書において、費用配賦見直しを行う場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることといった指摘について、見直し後の接続料の適用スケジュールを検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされている。（再掲）
- 各社の試算結果を踏まえて、**どのような激変緩和措置が考えられるか。**

## 接続研第七次報告書案のパブリックコメント時に寄せられたMVNOの主な意見

- ・ ステップ1における音声/データ伝送役務の費用配賦のうち、「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦で用いられている固定資産価額比について、音声/データ伝送役務のトラフィック比を基本として算出することは、MNO各社による恣意性が排除され、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、見直しについて賛同いたします。
- ・ ただし、見直しを行うことで、これまで不当に多くの原価を音声接続料側に寄せていたMNOにおいては、データ接続料が現状よりも上昇することが想定され、MVNOのデータ接続料負担の増加に繋がることが考えられます。MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、MVNOの予見可能性の低下は、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の制度化においては、想定される新算定方式に基づくMNO各社の接続料の試算を確認いただき、**データ接続料が大きく増加するなどする場合は、MVNOの予見可能性を守るべく導入時期や激変緩和措置等の対応**について検討をお願いいたします。

【株式会社インターネットイニシアティブ】

- ・ 原価算定の適正性向上のため、二種指定事業者各社において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが重要であると考えますので本報告書案に賛同いたします。
- ・ この点、現在では音声/データ伝送役務で共通の設備を用いることが少なくない状況であることを踏まえると、音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化により、透明性・適正性の向上に繋がることから望ましいと考えます。
- ・ 一方、MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによって、**データ接続料原価が増加し、データ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい**と考えます。
- ・ また、先般MNO各社より検証結果が公表されたモバイルスタックテストについて、データ接続料相当額の算出には2022年度の予測接続料が用いられているところ、仮に2022年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、実質的に新たな算定方法で算出された接続料水準で市場競争が生じていることになるため、MNOとMVNO間のイコールフットイング確保というモバイルスタックテストの趣旨を鑑み、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましいと考えます。

【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】

- ・ 原価抽出プロセスにおいて、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行うことでデータ接続料負担の増加等の影響が懸念されるところ、事業規模の小さいMVNOにとって、見直し後のデータ接続料の水準によっては事業計画等に大きな影響が及ぶおそれがあるものと考えます。
- ・ 総務省殿においては、データ接続料水準への影響について試算いただき、**MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入など激変緩和として必要な措置をご検討いただくことを要望**いたします。

【株式会社オプテージ】